

【年末調整について】

皆様、こんにちは、税理士の須賀川です。
今年も12月となり、年末調整の季節となりましたね。
そこで、今回は「年末調整」について、**対象となる人・ならない人やよくある質問**について書いてみました。



○ 年末調整の対象となる人は？

- ① 1年を通じて勤務している人や年の途中で入社し年末まで勤務している人
- ② 12月中に支給期の到来する給与の支給後に退職した人や年の途中で死亡により退職した人など

上記①から②に該当する人でも、年末調整を行う人はその会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を**提出している人に限られます**。

もし、提出していない場合には早急に提出する必要があります。

また、上記①のように年の途中で入社した場合には、前職の源泉徴収票を会社に提出してもらい、前職分も含めて年末調整を行うこととなっております。**前職があり、源泉徴収票の提出がない場合には年末調整を行うことはできません**ので、ご注意ください。

○ 年末調整の対象とならない人は？

- ① その年の給与の収入金額が2000万円を超える人
- ② 2か所以上から給与がある人で、他の会社に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人
- ③ 年の途中で退職した人で上記「年末調整の対象となる人」の②以外の人など

○ 年末調整でよくある質問は？

- ① 親族等が契約者となっている生命保険等の保険料は生命保険料控除の対象となりますか？

生命保険料控除の対象となる保険料は、契約者が本人でなくても、給与の支払いを受ける人が支払ったことが明らかであれば控除の対象となります。

- ② 扶養親族などが遺族年金や失業保険をもらっている場合には、その扶養親族などの所得金額の判定に含めなければならないのでしょうか？

遺族年金や失業保険は所得税法上「非課税所得」であるので、判定の際には含めなくて構いません。

- ③ 年末調整のやり直しはできますか？

年末調整後に扶養親族や保険料の修正があった場合には、翌年の1月末日までやり直しを行うことができます。

- ④ 平成26年から変わったことは？

マイカーや自転車で通勤されている方に支給している通勤手当の非課税限度額が26年4月1日以降分より引き上げられております。課税済の通勤手当は年末調整で精算することとなります。

今回は年末調整の基本的なことを書かせていただきました。

年末調整は年1回しかやらないので、計算を行う上でいろいろ疑問点が出てくると思います。

ご質問等がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。(税務第一部/税理士 須賀川祐典)